第3章　計画の基本的考え方

４　計画の体系

本計画は，「基本目標」と，それを達成するために行うべき「施策の方向」と「取り組むべき施策」で構成します。

●：重点事業
★：新規事業

【基本目標】　【施策の方向】　【取り組むべき施策】

男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

- 男女共同参画の意識づくり
  - 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

No.	重点	新規	施策・事業
1			男女共同参画推進月間の実施
2	●		ときめく未来へ参画会議
3			男女共同参画に関する情報提供
4			ふれあいある家庭づくり事業の実施
5		★	市職員への啓発

  - 男女共同参画の意識を高める学習の推進

No.	重点	新規	施策・事業
6	●		男女共同参画推進講座の開催
7		★	若者への学習機会の提供

- 男女共同参画の視点に立った教育の推進
  - 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

No.	重点	新規	施策・事業
8	●	★	家庭教育に関する意識啓発事業の実施
9			家庭教育に関する学習機会の提供
6			（再掲）男女共同参画推進講座の開催

  - 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

No.	重点	新規	施策・事業
10			人権（男女平等）教育の推進
11	●		男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施
12			若者への性教育の充実
13			教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進

男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組
  - 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進

No.	重点	新規	施策・事業
14			事業者向け啓発事業
15	●	★	事業者訪問の実施
16		★	ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援
17		★	男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇
18		★	勤労者向け啓発事業

  - 仕事と家庭生活などとの両立支援の推進

No.	重点	新規	施策・事業
19			保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供
20	●		地域における子育て支援活動の充実
21			高齢者等の介護支援の充実

  - 家庭生活における男女共同参画の促進

No.	重点	新規	施策・事業
22	●	★	男性の家庭生活への参画促進事業
4			（再掲）ふれあいのある家庭づくり事業の実施
8		★	（再掲）家庭教育に関する意識啓発事業の実施
9			（再掲）家庭教育に関する学習機会の提供

  - 地域活動における男女共同参画の促進

No.	重点	新規	施策・事業
23	●	★	男性の地域活動への参加・参画促進
24		★	女性の視点を反映した地域づくりの促進
25			地域活動の担い手育成

  - 女性の多様なチャレンジへの支援

No.	重点	新規	施策・事業
26	●	★	女性の再就職支援
27			女性の起業支援
28			女性の政策・方針決定過程への参画促進
29			女性の人材育成と活用

男女が互いを尊重し大切にする社会づくり

- 女性に対する暴力根絶への取組
  - 女性に対する暴力防止のための啓発

No.	重点	新規	施策・事業
30			女性に対する暴力防止のための啓発
31	●	★	DV根絶強化月間の実施

  - 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化

No.	重点	新規	施策・事業
32		★	配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進
33	●	★	配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実
30			（再掲）女性に対する暴力防止のための啓発
31		★	（再掲）DV根絶強化月間の実施
34			関係機関との連携

- 男女の生涯にわたる健康づくり
  - ライフステージに応じた健康支援

No.	重点	新規	施策・事業
35	●	★	男女の年代ごとの健康支援
12			（再掲）若者への性教育の充実